



知財高裁 重要判例勉強会

7月開催のお知らせ

知財担当の企業実務者にとって、近時の主な知財高裁裁判例をフォローしておくことが重要であることは申し上げるまでもありません。

しかし、数多くの裁判例の中から重要なものを選択し、定期的に確認していく作業は大変で、個人ではなかなか出来ないものです。

また、知財部門に豊富な人材を有する大手企業を除き、社内の自主的な勉強会を開催している例も、そう多くはないと思われます。

今回、このような悩みをもつ企業の知財実務担当者の皆様を対象に、弁護士、弁理士が平成23年以降の重要知財高裁裁判例を発表し、実務上の注意点等を議論し合う勉強会を開催させていただく機会に恵まれました。

1年間、毎月1回の開催を予定しておりますが、ご都合のつく回や興味がある題材の回のみご参加いただくこともOKです。どうぞお気軽にお申し込みください。

※勉強会終了後、勉強会会場で参加者や発表者等との懇親会（軽食を用意いたします）を開催いたします。

1時間程度を予定しておりますが、途中退席も自由ですので、お気軽にご参加ください。

（懇親会会費として1,000円を申し受けます。）

【年間スケジュール予定】

平成26年7月11日（金） 侵害訴訟 商標・不正競争
 （仮予定）平成26年8月 1日（金） 侵害訴訟 著作権①
 （仮予定）平成26年9月 5日（金） 侵害訴訟 著作権②

平成26年10月～平成27年3月

主として審決取消訴訟を予定（参加者と別途協議）

【第4回テーマ：侵害訴訟 商標・不正競争】

＜取り上げる予定の裁判例＞

1. 知財高裁平成23年3月28日判決
 平成22年（ネ）第10084号

【ドーナツ事件】

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110330095641.pdf>
 被控訴人の標章「ドーナツクッション」の使用は、商標法上の商標としての使用に該当せず、また、不正競争防止法上の「商品等表示」に該当しないと裁判所が判断した事件

2. 知財高裁平成23年9月27日判決

平成22年（ネ）第10039号、第10056号

【PCプラント図面不正開示事件】

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111006155323.pdf>
 会社保有のプラント図面情報を被控訴人ら（被告ら）が共同して、会社従業員をして不正開示させて取得し、これを中国企業に開示した行為について、裁判所が、不正競争行為があったと認定し、営業秘密使用差止め及び金2億9700万円の支払いを認容した事件

【募集対象】主として中堅・中小企業の経営者・知財担当者

【第4回（7月）開催概要】

開催日

平成26年7月11日（金）18時30分～20時00分

開催場所

弁護士法人淀屋橋・山上合同 会議室
 （大阪市中央区北浜3-6-13 日土地淀屋橋ビル6階）

募集人数

20名（定員になり次第締め切らせていただきます）

発表担当

三上 祐子 氏（藤川特許事務所 弁理士）

雨宮 沙耶花 氏（弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士）

受講料

無 料（大阪発明協会会員限定）

申込先

一般社団法人 大阪発明協会（<http://www.jiiosaka.jp/>）

電話 06-6479-1926 FAX 06-6479-3930

大阪発明協会 知財高裁重要判例勉強会参加申込書

申込日 年 月 日

大阪発明協会行
FAX 06-6479-3930

開催日	テーマ	定員	懇親会参加
7月11日(金) 18時30分～20時00分	侵害訴訟 商標・不正競争 ～「ドーナツ事件」「PCプラント図面不正開示事件」～	20名	

会社名 または 氏名	部署名 および 連絡担当者
ご住所 〒	TEL
	FAX

参加者名	所属部署名	実務経験 年数	ご専門	E-mail
			(例) 電気機械	

※お申し込み者様宛に、国の説明会、講座・セミナーほかの情報をご案内させていただく場合があります。なお、案内などを希望されない場合は、当協会へお申し付けください。

※許可なくして講義内容の録音、録画等をおこなう事を固く禁じます。

◆アクセス◆

電車によるアクセス

JR新大阪駅(又は御堂筋線新大阪駅)から
御堂筋線淀屋橋駅下車
(所要時間15分)

JR大阪駅(又は各線梅田駅)から
御堂筋線淀屋橋駅下車
(所要時間10分)

バスによるアクセス

阪神高速 土佐堀出口約5分
駐車場は東京建物大阪ビル駐車場、
北浜ハイガレージをご利用ください。
(駐車場はいずれも有料です。)

